



今月のテーマ

- お知らせ～夏季休業日について～
- 社会保険料の改定（木村）
- 金融業・保険業・不動産業の簡易課税みなし仕入率改正と経過措置（関川）
- 税務調査について（森本）

お知らせ～夏季休業日について～

誠に勝手ながら 8/14（木）・8/15（金）を夏季休業日とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

給与計算の社会保険料について（木村）

給与計算するにあたって、平成 26 年 9 月分社会保険料控除額*は、標準報酬月額と保険料率のいずれも変更となりますので注意が必要です。

社会保険に加入されている事業主さまは、7 月 1 日～10 日までの間に算定基礎届を管轄の年金事務所に提出されたと思います。算定基礎届では 4 月～6 月までの役員報酬・給与を記載し、平均月額を算出し、この金額をもとに標準報酬月額を決定します。このことを定時決定といい、役員報酬・給与に大幅な昇（降）給等がない限り標準報酬月額は翌年の定時決定までの一年間同額となります。この標準報酬月額の変更は毎年 9 月分の社会保険料を計算する際に変更する必要があります。

また、平成 26 年 9 月分から厚生年金保険に加入されている一般の被保険者の場合、個人負担額が 8.560%から 8.737%に変更されます。現時点で、平成 29 年 9 月まで毎年厚生年金保険料率は引き上げられることとなっておりますので、あと最低 4 回は保険料率の改定をしなければなりません。一方、健康保険料率は毎年 3 月分に変更がある場合がありますのでこちらも同様の注意が必要です。

最後に、9 月分社会保険料控除額の変更のタイミングですが、社会保険料の徴収は翌月徴収、支給日基準で考えるのが原則ですが、実務上様々な場合が想定されると思いますので、給与の締め・支払、社会保険料の控除を当月・翌月徴収かによって下記ようになります。

【9 月分社会保険料控除額の変更時期について】

○当月分給与を当月中に支給している企業（例：20 日締め当月末日払い）

- ・原則：当月分給与から前月分の保険料を控除している企業・・・10 月支給の給与から天引き
- ・当月分給与から当月分の保険料を控除している企業・・・9 月支給の給与から天引き

○当月分給与を翌月に支給している企業（例：未締め翌 10 日払い）

- ・原則：当月支給の給与から前月分の保険料を控除している企業・・・10 月支給の給与から天引き
- ・当月分給与から前月分の保険料を控除している企業・・・11 月支給の給与から天引き
- ・当月分給与から当月分の保険料を控除している企業・・・10 月支給の給与から天引き
- ・当月支給の給与から当月分の保険料を控除している企業・・・9 月支給の給与から天引き

*社会保険料控除額は標準報酬月額に保険料を乗じて算出します。

金融業・保険業・不動産業の簡易課税みなし仕入率改正と経過措置（関川）

平成 26 年税制改正により、消費税の簡易課税の「みなし仕入率」の見直しが行われることになりました。

平成 27 年 4 月 1 日以降の課税期間から「金融及び保険業」や「不動産業」の「みなし仕入率」が下がります。

「金融及び保険業」は「第四種」から「第五種」に、「不動産業」は「第五種」から「第六種」に変わります。増税です。

ただし、この改正ですが、経過措置が設けられています。

平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税選択届出書」を提出した事業者については、2 年間は改正前のみなし仕入率が適用されます。

例えば、3 月決算法人の不動産賃貸業を営む会社で、平成 27 年 4 月 1 日から初めて簡易課税制度を選択したいとする場合、平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税選択届出書」を提出していれば「第五種」を 2 年間継続することができます。

これが、平成 26 年 10 月 1 日に「消費税簡易課税選択届出書」を提出してしまうと「第六種」となり、税負担が無駄に増えることとなります。

不動産業で、課税売上 1 億円（税抜）の家賃収入がある場合、第五種では納税額が 400 万円ですが、第六種だと 480 万円となり、かなりインパクトがあります。

くれぐれも事務上の問題で損のないように今のタイミングで検証されることをオススメいたします。

税務調査について（森本）

「税務調査」と聞いて良いイメージをする方はあまり多くないと思います。弊社はおかげさまでたくさんのお客さまの税務顧問をさせていただいておりますので、必然的に税務調査の立会いの件数も多く、ノウハウも蓄積され共有しております。社内にて『税務調査の上手な受け方』という資料を作成し、実際に税務調査が行われるときにはお客さまにお渡しして説明・準備を行っています。その中からいくつかの項目を抜粋してみたいと思います。

① いつ調査は行われるか

調査対象企業の選定は、いろいろな要素に基づいて行われます。したがって、いつごろ調査されるか予測は立て難いものです。しかし、現在の調査対象選定のやり方から推測して、次のような場合には調査されるものとして考えた方がよいでしょう。

- ・前回の調査から 3 年以上経っている。
- ・企業の業績に著しい変化が生じた。（業績好転の場合の外、特に売上の伸びに対し、利益率が伴っていない場合）
- ・大きな設備投資をした。（土地の取得が多額の場合等）
- ・個人企業から法人成りした。
- ・個人借入金が特に増大したり大幅に変動したりした。

② 調査に対する準備

- ・事前に資料を準備する。（総勘定元帳、領収書、請求書、議事録、契約書、社内規程集、稟議書等）
- ・金庫や引出し、キャビネットなどの整理、点検
- ・一般従業員への注意

これらの他にも調査の流れや主な項目の調査におけるポイント等もまとめてあります。税務調査に対して疑問や不安がある方、『税務調査の上手な受け方』を欲しい方は是非イースリーパートナーズまでご連絡ください。